

**医療法人 宮城会 宮城医院**  
**通所リハビリテーション 運営規定**  
**介護予防通所リハビリテーション 運営規定**

第1条 医療法人宮城会が開設する「宮城医院」（以下「事業所」とする。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションなどを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図る。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 3 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業所との綿密な連携を図る。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名称 医療法人宮城会 宮城医院
- （2）所在地 奈良県天理市丹波市町町 302-3

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）医師 1人

医師は、通所リハビリテーション従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

(2) 従業者

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1人以上

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 火曜日 木曜日 土曜日

(ただし、国民の祝日、夏期8月14日～8月15日、年末年始12月29日～1月4日は休業)

(2) 営業時間 13:30～17:00

(3) サービス提供時間 13:30～14:45 15:30～16:45

但し、居宅サービス計画と勤務体制に応じて、時間外のサービス提供を行うことがある。

(利用定員)

第7条 この事業の各サービス提供時間の利用定員は10人とする。

(事業の内容)

第8条 この事業所の事業内容は次のとおりとする。

(1) 機能訓練

(2) 健康状態のチェック

(3) 送迎

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は天理市、(山間部の永滝、藤井、苜原、仁興、山田、福住を除く)とする。

(利用料等)

第10条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時には、利用者の負担割合の額とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域（天理市）を越えた地点から、

片道 5キロメートル未満	200円
片道 5キロメートル以上8キロメートル未満	400円
片道 8キロメートル以上	500円

- 3 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担すべき費用は、その実費を徴収する。
- 4 第2項から前項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、利用者の同意を得なければならない。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条 指定通所リハビリテーションの利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- （1）主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- （2）気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- （3）体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（事故発生時の対応）

第12条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

- 2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後12カ月

(2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 8 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人宮城会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規定は、平成12年4月1日より実施

平成13年11月1日改定

平成14年2月1日改定

平成15年4月1日改定

平成16年5月20日改定

平成17年10月1日改定

平成29年11月15日改定

令和3年4月1日改定

令和6年10月1日改定